

令和元年第3回定例会（12月議会）
建設部 提出資料（12月2日）

建設委員会

【議案関係】

○ 下水道課	秋田県下水道事業の設置等に関する条例案について	・・・	1
○ 港湾空港課	公の施設の指定管理者の指定について	・・・	4
○ 建築住宅課	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・	5

秋田県下水道事業の設置等に関する条例案について

令和元年12月2日
下 水 道 課

1 制定理由

県の経営する下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用するため、新たに条例を制定する。

2 制定内容

（1）下水道事業の処理区

名 称	処理区
秋田県十和田湖公共下水道	十和田湖
秋田県秋田湾・雄物川流域下水道	臨海、大曲、横手
秋田県米代川流域下水道	鹿角、大館

（第三条関係）

（2）地方公営企業法において条例で定めることとされている事項

- 予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格が7,000万円以上の不動産又は動産等の買入れ又は譲渡等とする。 （第四条関係）
- 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 （第五条関係）
- 価額が7,000万円以上の負担付きの寄附又は贈与の受領等については、議会の議決を要することとする。 （第六条関係）

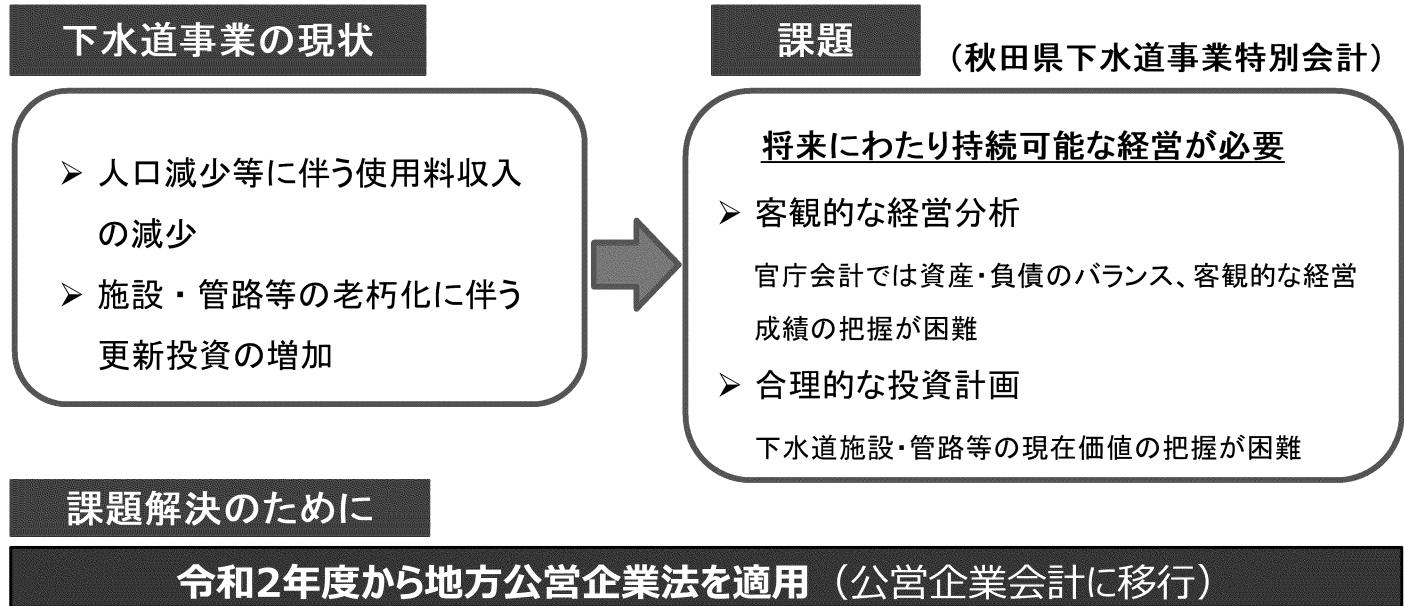
（3）その他

- 下水道の維持管理等に関する業務を指定管理者に行わせることができる。 （第八条～第十条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

下水道事業における地方公営企業法適用の目的



地方公営企業法適用のメリット

①経営成績・資産情報の把握による適切な経営戦略の策定

- 民間企業と同様に、管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分し経理することで、客観的に経営成績を評価
- 減価償却費も考慮した現在価値により資産老朽化を把握することで、合理的な投資計画を策定

②市町村の負担を適正化、平準化

- 経営成績をもとに、短期・中期的な視点で使用料を適正化
- 合理的な投資計画により、長期的な視点で建設費負担金を平準化

③その他の効果

- 他県の公営企業と経営状況の比較が可能
- 企業経営の弾力化
- わかりやすい財務情報の公表 等

公の施設の指定管理者の指定について

令和元年12月2日
港湾空港課

1 概要

- 秋田港セリオンリスタ及びイベント広場等の指定管理者選定に当たり、県条例における選定基準に基づき、効率的な管理運営や適正かつ確実な管理能力等の観点から総合的に審査した結果、下記候補者を指定管理者として指定する。

議案	施設名	指定管理者（候補者）
第221号	秋田港セリオンリスタ及びイベント広場等	株式会社スパ・アンド・ドライブイン・サービス

指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

2 指定管理者の候補者選定

（1）申請手続

- ①申請資格 秋田市が管理する秋田市ポートタワー及び秋田港振興センターにおいて指定管理者の候補者として選定されていること
- ②申請期間 令和元年9月10日から10月9日まで
- ③周知方法 県公報及びホームページ
- ④申請者 上記候補者

（2）候補者選定に係る委員会

- ①委員の構成（内部委員1名を含む計6名）

氏名	所属・職業等	備考
高橋 政志	新日本海フェリー株式会社秋田支店 支店長	民間事業者(港湾)
込山 敦司	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	学識経験者(土木建築)
渡辺 淳一	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所 所長	行政関係者(港湾)
加賀谷 均	加賀谷均税理士事務所 税理士	財務・会計
高橋 真由美	—	公募委員
智田 邦英	秋田県建設部 次長（委員長）	内部委員

- ②選定委員会の開催状況

- ・開催日 令和元年10月29日
- ・審査内容 制度概要・選定対象施設・審査基準等の説明
質疑応答、採点審査、候補者選定

- ③選定結果

- ・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、上記候補者を指定管理者として選定する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和元年12月2日
建築住宅課

1 改正理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、二級建築士の免許の申請等に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

二級建築士又は木造建築士の免許の申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。（第24条関係）

（1件につき）

区分	改正前	改正後
二級建築士又は木造建築士の申請	19,300円	24,400円
二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願	17,900円	18,500円

3 施行期日等

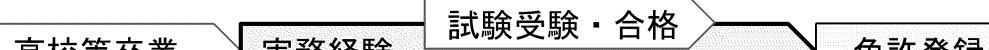
- (1) この条例は、令和2年3月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第109号）について所要の規定の整理を行うこととする。

【参考】建築士法改正の概要（高校等を卒業し、二級・木造建築士免許を取得する場合）

【改正前】 実務経験は受験要件



【改正後】 実務経験は免許登録要件



※実務経験=所定の年数以上

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	新	旧
(建築士法関係手数料)		
第二十四条 県は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。）に基づく事務について次の各号に掲げる申請又は出願をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	<p>一 法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請 二万四千四百円</p> <p>二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万八千五百円</p> <p>2 (4) 略</p>	<p>一 法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請 一万九千三百円</p> <p>二 法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の出願 一万七千九百円</p> <p>2 (4) 略</p>
(手数料の額)		
第二条 手数料の額は、次のとおりとする。		
一・二 略	新	旧
(手数料の納付先)		
第三条 法第十条の二十第一項の規定により知事が二級建築士等登録事務を行わせることとした者（以下この条において「指定登録機関」という。）が行う二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付の申請をする者は、前条第一号に規定する手数料を指定登録機関に納めなければならない。		
2 法第二十六条の三第一項の規定により知事が事務所登録等事務を行わせることとした者（以下この条において「指定事務所登録		
(手数料の納付先)		
第三条 法第十条の二十第一項の規定により知事が二級建築士等登録事務を行わせることとした者（以下この条において「指定登録機関」という。）が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付の申請をする者は、前条第一号又は第二号に規定する手数料を指定登録機関に納めなければならない。		
2 法第二十六条の三第一項の規定により知事が事務所登録等事務を行わせることとした者（以下この条において「指定事務所登録		

「機関」という。)が行う建築士事務所の登録の申請をする者は、
前条第二号に規定する手数料を指定事務所登録機関に納めなけれ
ばならない。

「機関」という。)が行う建築士事務所の登録の申請をする者は、
前条第三号に規定する手数料を指定事務所登録機関に納めなけれ
ばならない。